

# 入札公告（説明書）

令和6年6月13日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 梅木 秀郎

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した[入札者に対する指示書【電子入札】](#)、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『[共通入札公告](#)（令和6年4月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 4-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

## 1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	北陸自動車道 親不知海岸高架橋補修設計
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 梅木 秀郎
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 （住所）〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 （電話）025-241-5116 （電子メールアドレス） <a href="mailto:ki-r-niigata@e-nexco.co.jp">ki-r-niigata@e-nexco.co.jp</a>
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）… <a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a> [26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	<a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a> [7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと

1-13	その他	特記事項なし
------	-----	--------

## 2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「参加表明書」の提出期限日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 6 年 6 月 28 日まで
2-3	参加表明書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>  入札公告の日 から 令和 6 年 6 月 28 日 16 時 00 分まで  ※<a href="#">共通入札公告</a> 4-3-1 及び 4-3-5～4-3-11 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>  <a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a> [9] に従い、電子入札システムにより提出すること。  なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】 [9] [2] (6) に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>  (1) 参加表明書様式 1  (2) 参加表明書様式 2  (3) 参加表明書様式 3</p>
2-4	技術提案書の提出者の選定及び提出要請日	令和 6 年 7 月 22 日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。
2-5	非選定通知にかかる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内
2-6	技術提案書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>  令和 6 年 8 月 26 日 16 時 00 分  ※<a href="#">共通入札公告</a> 4-3-8～4-3-11 に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>  電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄に、技術提案書に必要な書類一式を添付し提出すること。  なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、以下に示す 1) 又は 2) の手続きにより提出すること。</p>

		<p>1) 事前に電子メールアドレスを登録のうえ (<a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a>の冒頭「お知らせ」参照)、電子メールにより提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、技術提案書様式1のみを添付し提出すること。</p> <p>2) 入札者に対する指示書【電子入札】の様式1「郵送提出について」を作成し、技術提案書に必要な書類と伴に書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により2部提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、様式1「郵送提出について」のみを添付すること。</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p><b>【実施期間】</b> 令和6年8月27日 から 令和6年9月13日 までを予定</p> <p><b>【実施場所】</b> NEXCO 東日本 新潟支社 会議室 又は Web 会議システム</p>
2-8	技術提案書の特定通知日	<p>令和6年10月11日を予定</p> <p>※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。</p>
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	<p>非特定の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内</p>
2-10	参考見積書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和6年8月26日 16時00分</p> <p>※参考見積書の提出対象者は、技術提案書の提出者のみとする。設計関係図書で示す参考業務規模に対する技術提案書の提案内容に基づく参考見積書を提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b> 参考見積書を Microsoft Excel 形式及び PDF 形式（書留郵便等の場合は CD-R 等に保存）で、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、<a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a>の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	<p>令和6年8月27日 から 令和6年9月13日 までを予定</p>
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>本件競争入札においては非該当</p>
2-13	見積書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 特定した見積者に別途通知する。 なお、<a href="#">共通入札公告</a> 4-5 に示す見積合わせに関する事項を確認のうえ提出すること。 また、<a href="#">共通入札公告</a> 4-4-1. 1 に示す内訳明細書についても見積書と併せて提出すること。 ※内訳明細書は、Microsoft Excel により作成することとし、参考</p>

		<p>見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。  <u>(金抜設計書様式のとおり)</u></p> <p><b>【提出方法】</b>  <a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a> [12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>  (1) 見積書  (2) 内訳明細書(※Microsoft Excelにより提出すること。)</p>
2-14	見積日時	特定した見積者に別途通知する。
2-15	見積執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p><b>【受付期間】</b>  入札公告の日 から 令和 6 年 8 月 9 日 16 時 00 分まで</p> <p><b>【受付場所】</b>  本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p><b>【受付方法】</b>  質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、<a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a>の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。  書留郵便等による提出で質問数が 5 問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。</p> <p><b>【質問内容の記載上の留意点】</b>  質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当

**【ご案内】 NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について**

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

[https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction\\_info/outline.pdf](https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf)

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照して下さい。また、受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けておりません。

競争参加資格要件等一覧表

業務名		北陸自動車道 親不知海岸高架橋補修設計																																									
調達手続の概要	競争契約の方法	簡易公募型プロポーザル方式																																									
	落札者の決定方法	—																																									
	見積活用方式の対象	有																																									
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	-																																							
	評価値の算出方法	—																																									
	入札バンド	対象外																																									
	履行バンド	対象																																									
審査時期	事前審査																																										
		下記に示す業種区分の「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。																																									
業種区分		橋梁設計																																									
企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																									
	同種業務	<p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>維持管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																				
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																								
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																									
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																									
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																									
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																									
競争参加要件	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																									
	同種業務	<p>審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</p> <p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>維持管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																				
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																							
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																									
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																									
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																									
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																									
予定管理技術者に求める事項	技術者資格	<p>審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。</p> <p>①技術士【総合技術監理部門(建設部門—鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。                  ②技術士【建設部門(鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。                  ③RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有し、RCCM資格制度規定による登録を行っている者。                  ④土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者(いずれも鋼・コンクリート分野)】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。</p> <p>外国資格を有する技術者(日本国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。</p>																																									
	手持ち業務量	<p>手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。</p> <p>①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が4億円以上</p> <p>②1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。</p> <p>また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は5件以上とする。</p> <p>※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務</p>																																									

競争参加要件	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																					
	同種業務	<p>審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</p> <p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>維持管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																	
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																			
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																					
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																					
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																					
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																					
予定照査技術者に求める事項	技術者資格	<p>審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。</p> <p>①技術士【総合技術監理部門(建設部門-鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。          ②技術士【建設部門(鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。          ③RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有し、RCCM資格制度規定による登録を行っている者。          ④土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者(いずれも鋼・コンクリート分野)】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。</p> <p>外国資格を有する技術者(日本国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。</p>																																					
競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 上越管理事務所 橋梁施工管理業務 業務名) -	受注者名) 株式会社朝日コンサルト 受注者名) -																																				
その他		-																																					

# 技術評価項目及び評価基準

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式総合評価型			技術評価点(満点)		100点																	
評価項目		評価基準																				
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社</td> <td>20点</td> <td rowspan="3">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加算しない ③上記に該当しない</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社		20点	20点	②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加算しない ③上記に該当しない		10点			0点					
評価基準		評価点	配点																			
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社		20点	20点																			
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加算しない ③上記に該当しない		10点																				
		0点																				
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の施工管理業務の実績	次の基準で評価する。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する</td> <td>①実績件数が3件</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>②実績件数が2件</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>③実績件数が1件</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>④上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する		①実績件数が3件	10点			②実績件数が2件	6点			③実績件数が1件	3点			④上記に該当しない
評価基準		評価点	配点																			
令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する		①実績件数が3件	10点																			
		②実績件数が2件	6点																			
		③実績件数が1件	3点																			
		④上記に該当しない	0点																			
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	次の基準で評価する。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × <math>\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}</math> 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α：発注組織係数 係数 a の設定は下記のとおり</td> <td>10～0点</td> <td rowspan="3">10点</td> </tr> <tr> <td>①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいずれかが発注した同種業務実績</td> <td>α = 1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②国土交通省が発注した同種業務実績</td> <td>α = 0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α：発注組織係数 係数 a の設定は下記のとおり		10～0点	10点	①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいずれかが発注した同種業務実績	α = 1.0		②国土交通省が発注した同種業務実績	α = 0.5		上記に該当しない		0点		
評価基準		評価点	配点																			
平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α：発注組織係数 係数 a の設定は下記のとおり		10～0点	10点																			
①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいずれかが発注した同種業務実績	α = 1.0																					
②国土交通省が発注した同種業務実績	α = 0.5																					
上記に該当しない		0点																				
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同一業種区分における表彰実績	次の基準で評価する。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</td> <td>5点</td> <td rowspan="3">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する</td> <td>2.5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	平成21年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。		5点	5点	②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する		2.5点	③上記に該当しない		0点					
評価基準		評価点	配点																			
平成21年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。		5点	5点																			
②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する		2.5点																				
③上記に該当しない		0点																				
企業の経験及び能力	事故及び不誠実な行為		次の基準で評価する。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td> <td>①文書警告</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>②口頭注意</td> <td>-2点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項 ①記載は不要である。</p>	評価基準		評価点	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。		①文書警告	-5点			②口頭注意	-2点		-5点					
評価基準		評価点	配点																			
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。		①文書警告	-5点																			
		②口頭注意	-2点																			
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①又は②に該当する</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③又は④に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>不適</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①又は②に該当する	20点			②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③又は④に該当する	10点			③上記に該当しない	不適		20点	
評価基準		評価点	配点																			
技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①又は②に該当する	20点																			
		②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③又は④に該当する	10点																			
		③上記に該当しない	不適																			



配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。			
			評価基準		評価点	配点
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社			20点	20点		
②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない			10点			
			0点			
配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。			
			評価基準		評価点	配点
平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する (同種業務実績の業務評定点-70) 評価点=配点×α× $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点}-70}{20}$ 評価点是小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α:発注組織係数 係数αの設定は下記のとおり			15～0点	15点		
①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいずれかが発注した同種業務実績		α=1.0				
②国土交通省が発注した同種業務実績		α=0.5				
上記に該当しない			0点			
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務金額及び件数	次の基準で評価する。				
		評価基準		評価点	配点	
管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。		いずれも該当しない	適	-		
		いずれかに該当する	不適			
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	次の基準で評価する。				
		評価基準		評価点	配点	
以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49](※調査等共通仕様書を適用する場合)/[共通仕様書1-47](※施設工事調査等共通仕様書を適用する場合)に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。		いずれも該当しない	適	-		
		いずれかに該当する	不適			
技術提案書の選定方法は次のとおりとする。 ①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明書の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。 ②技術提案書の提出者として3者を選定する。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が3者を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が3者に満たない場合にはこの限りではない。 ③入札手続き中の事態等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。						

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式 総合評価型	技術評価点(満点)	100点
---------------------	-----------	------

評価項目		評価基準														
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の施工管理業務の実績	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する</td> <td>①実績件数が3件</td> <td>10点</td> <td rowspan="4">10点</td> </tr> <tr> <td>②実績件数が2件</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>③実績件数が1件</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>④上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する	①実績件数が3件	10点	10点	②実績件数が2件	6点	③実績件数が1件	3点	④上記に該当しない
評価基準		評価点	配点													
令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する	①実績件数が3件	10点	10点													
	②実績件数が2件	6点														
	③実績件数が1件	3点														
	④上記に該当しない	0点														
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の①又は②に該当する</td> <td>10点</td> <td rowspan="3">10点</td> </tr> <tr> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の③又は④に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td>不適</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の①又は②に該当する	10点	10点	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の③又は④に該当する	5点	③上記に該当しない	不適	
評価基準		評価点	配点													
技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の①又は②に該当する	10点	10点													
	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の③又は④に該当する	5点														
	③上記に該当しない	不適														
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社 ②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない</td> <td>10点</td> <td rowspan="3">10点</td> </tr> <tr> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社 ②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	10点	10点	5点	0点				
評価基準		評価点	配点													
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社 ②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	10点	10点														
	5点															
	0点															
配置予定照査技術者/現場作業責任者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者/現場作業責任者の技術者資格	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項 技術者資格」の①又は②に該当する</td> <td>5点</td> <td rowspan="3">5点</td> </tr> <tr> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項 技術者資格」の③又は④に該当する</td> <td>2.5点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td>不適</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項 技術者資格」の①又は②に該当する	5点	5点	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項 技術者資格」の③又は④に該当する	2.5点	③上記に該当しない	不適	
評価基準		評価点	配点													
技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項 技術者資格」の①又は②に該当する	5点	5点													
	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項 技術者資格」の③又は④に該当する	2.5点														
	③上記に該当しない	不適														
配置予定照査技術者/現場作業責任者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者/現場作業責任者の同種業務の実績	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社 ②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない</td> <td>5点</td> <td rowspan="3">5点</td> </tr> <tr> <td>2.5点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社 ②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	5点	5点	2.5点	0点				
評価基準		評価点	配点													
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社 ②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	5点	5点														
	2.5点															
	0点															
業務への取り組み姿勢			次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務理解度</td> <td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>実施手順</td> <td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価方法は次の通りとする。 ①「業務への取り組み姿勢」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。 ②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。 【配点が5点の場合】 5点(相対的に非常に優れている) 4点(相対的に優れている) 3点(普通) 0点(妥当でない) ③各評価者の評価の平均点が評価点となる。</p>	評価基準		配点	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5点	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10点	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10点	
評価基準		配点														
業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5点														
実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10点														
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10点														

特定テーマに対する技術提案	次の基準で評価する。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>的確性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形、環境、地域特性などの与条件との整合が高い場合に優位に評価する。</li> <li>・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</li> </ul>           業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。         </td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>実現性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。</li> <li>・利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。</li> </ul>           業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。         </td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>独創性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。</li> <li>・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。</li> </ul>           たたし、汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は特定しない。         </td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		配点	的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形、環境、地域特性などの与条件との整合が高い場合に優位に評価する。</li> <li>・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</li> </ul> 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	10点	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。</li> <li>・利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。</li> </ul> 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	15点	独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。</li> <li>・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。</li> </ul> たたし、汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は特定しない。	10点
	評価基準		配点											
	的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形、環境、地域特性などの与条件との整合が高い場合に優位に評価する。</li> <li>・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</li> </ul> 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	10点											
実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。</li> <li>・利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。</li> </ul> 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	15点												
独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。</li> <li>・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。</li> </ul> たたし、汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は特定しない。	10点												
特定テーマ	海中のフーチングの補修であり、特殊な施工条件下における、施工性及び安全性についての、検討すべき技術的課題													
<p>評価方法は次の通りとする。</p> <p>①「特定テーマに対する技術提案」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。</p> <p>②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。</p> <p>【配点が5点の場合】</p> <p>5点(相対的に非常に優れている)</p> <p>4点(相対的に優れている)</p> <p>3点(普通)</p> <p>0点(妥当でない)</p> <p>③各評価者の評価の平均点が評価点となる。</p>														
参考業務規模	<p>次の基準で評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。</li> <li>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</li> </ul> </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>参考業務規模(税込)</td> <td colspan="2">50百万円</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。</li> <li>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</li> </ul>		-	参考業務規模(税込)	50百万円				
評価基準		配点												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。</li> <li>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</li> </ul>		-												
参考業務規模(税込)	50百万円													
技術提案書に関するヒアリング	<p>(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。</p> <p>イ. 配置予定管理技術者の業務経験について</p> <p>ロ. 業務の取組姿勢及び特定テーマに対する技術提案について</p> <p>ハ. 総額について</p> <p>ニ. 参考見積書の内容について</p> <p>(2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。</p> <p>(3)ヒアリングは質疑応答を含め60分程度とする。</p>													